

警察庁の主な取組状況 (平成29年度)

警察においては、児童買春・児童ポルノ事件の取締り及びいわゆる「JKビジネス」に対する取締りを強化しているほか、子供の性被害撲滅に向けた国民意識の向上、国際社会との連携の強化、ツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進等以下の施策を実施している。

1 広報啓発活動の推進

- (1) 児童買春、児童ポルノの製造を始めとする子供への性犯罪は、子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知するための広報・啓発用ポスター（日本ユニセフ協会、ECPAT共催）及び中・高校生向け自画撮り被害防止啓発のマンガ冊子を作成。11月の「子供・若者育成支援強調月間」等に併せて掲出、配布予定（広報・啓発用ポスターは協議会構成員に送付済み）。
- (2) 性被害を受けた子供やその保護者を対象として、被害相談窓口や支援の周知に関するリーフレットを作成予定（11月中）。相談窓口として、警察や関係機関のほか、ライトハウスやチャイルドラインについても掲載。
- (3) 人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように9か国語で呼びかけるリーフレットを作成予定（11月中）。関係省庁、在京大使館、N G O等に配布し、被害者の目に触れやすい場所への備え付けを依頼。
- (4) 保護者に対し、児童のインターネット利用に伴う危険性や児童の犯罪被害防止対策を周知するため、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発リーフレット「STOP！ネット犯罪」を作成予定。平成30年実施予定の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の間（例年2月から5月に実施）に活用予定。
- (5) 出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に係る犯罪被害を防止するためのリーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて中学生・高校生等に配布するとともに警察庁ウェブサイトにおいて公開（7月）。大手携帯電話事業者にも配布し、各社による啓発活動等でも活用。
- (6) 「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージについて」を発信するとともに、警察庁と文部科学省との共同によりリーフレット「～ネットには危険もいっぱい～」を作成（6月）。警察庁ウェブサイトにおいて掲載するとともに、非行防止教室等で活用。
- (7) 子供の性被害の防止等を重点項目として位置付けた7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（内閣府主唱）」を周知するためのポスターを作成（6月）。関係府省、都道府県、都道府県警察、関係団体等に対して掲示を依頼したほか、プロ野球及びJリーグの運営会社等に対して、電光掲示板及び場内アナウンスを活用した月間の周知の協力を依頼。

2 セミナー等の開催

(1) 第2回子供の性被害防止セミナー（平成29年12月6日（水））

児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会構成員、外国機関等を招へいし、児童の性的搾取等に関する民間団体の活動、外国機関等の先進的な取組等に関する情報交換を行うセミナーを開催予定。

(2) 第14回人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議（7月）

在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、国際移住機関等との意見交換・情報交換を行う会議を開催。警察における人身取引事犯の検挙事例について協議等を実施。

(3) 全国犯罪被害者支援フォーラム2017（10月）

性犯罪被害者の置かれた状況等を周知し、支援の必要性に関する理解を得て、支援の輪を広げるための広報啓発活動として、「性犯罪被害者支援の充実をめざして」をテーマとして、犯罪被害者支援に関わる関係機関や民間被害者支援団体との共同によるフォーラムを開催。

(4) 「犯罪被害者週間」徳島大会（11月）等

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に併せ、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、関係省庁、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体の協力を得て東京及び地方2か所で犯罪被害者週間啓発事業を実施予定。徳島県のイベント（11月28日）では、性暴力被害に対する支援をテーマとする予定。

3 いわゆる「JKビジネス」対策

(1) 「JKビジネス」の被害防止に係る広報啓発資料を作成し、警察庁ウェブサイトにおいて掲載するとともに、「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」（4月から5月）の間、都道府県警察において集中的な広報啓発を実施。

(2) 「ガールズ居酒屋」や「女子高校生リフレ」などと称し女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる営業が次々とその形態を変えて登場していることに迅速的確に対応するため、児童の性を売り物とする新たな形態の営業に関する実態調査を実施（9月）。

(3) 東京都（警視庁）では、児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する東京都の特定異性接客営業等の規制に関する条例を制定し、7月に施行。警察庁は、同条例の内容を全国都道府県に周知。

4 国際的な枠組みへの参画

(1) オンライン上の児童の性的搾取等に対し、政府、NGO、企業等が協力して対策に当たるための国際的な連携の枠組みである「WePROTECT世界連携（WePROTECT Global Alliance）」に参画。今後、閣僚級の会合が開催予定。

- (2) 「子供の性被害防止プラン」の英語版を作成し、日本の取組の対外発信に活用。

5 インターネット関係対策の推進

- (1) コミュニティサイトを運営する15事業者（現在は16事業者が参加）で構成する「青少年ネット利用環境整備協議会」が発足し（7月）、参加事業者間で情報共有、調査研究及び広報啓発等の自主的な児童被害防止対策が推進されているが、警察庁も同協議会に積極的に参画し、児童被害の事例や被害の傾向等に関する情報を提供。
- また、協議会に参加していない事業者に対して個別に児童被害の実態に関する情報提供を行い、事業者の規模やサービスの態様に応じた自主的な被害防止対策の強化に向けた働き掛けを実施。
- (2) 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）と、モバイルコンテンツの健全化と児童の健全な保護育成に資する情報を共有。
- (3) 主要な出会い系サイト事業者に対し、児童被害の実態に関する情報を提供。個人的な援助交際を装って組織的にあっせんするいわゆる「援デリ」の排除に向けた対策強化のを申入れを実施。
- (4) 民間委託により運用するインターネット・ホットラインセンター（IHC）において、一般のインターネット利用者等からの通報として受理した児童ポルノ画像等の違法情報等について、警察、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会及びINHOPeへの通報等を実施。
- (5) サイバーパトロールやIHCに寄せられた通報を通じて把握した児童ポルノ画像等について、警察及びIHCからサイト管理者等に対し削除依頼を実施。

6 その他

- (1) 暴力団等による組織犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に活用する匿名通報事業を実施。
- (2) 都道府県警察の児童からの聴取を担う担当者を対象に被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図るための研修を実施。
- (3) 都道府県警察を通じて、防犯ボランティア団体による防犯パトロールの実施等を推進するほか、商店街等や自治体と連携し、下記の取組等を推進。
- 繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等及び犯罪インフラの実態把握を推進するとともに、商店街等及び自治体に対して、空きビル・空き店舗等が犯罪インフラとして違法風俗店等に繰り返し利用されている状態を解消することなどの重要性等について説明し理解を得た上で、取締りによる効果の持続に配慮した犯罪組織、違法風俗店等の排除と犯罪インフラの解体等を推進。
 - 取締りにより生じた空きビル・空き店舗、繁華街・歓楽街及びその周辺部のマンション等への暴力団事務所の設定、違法風俗店、危険ドラッグ販売店舗の入居

等を阻止し、又は入居後の退去を推進するため、宅地建物取引業者、ビル等・マンションのオーナー、管理会社、商店街等に対して、不動産賃貸借契約時における暴力団、違法風俗店、危険ドラッグ販売店舗等の排除等の措置を指導。

絶対に許すな 子供への性犯罪

児童買春や児童ポルノの製造等の
子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。



18歳に満たない子供に対する性犯罪は、
仮に子供からの同意があったとしても
重い刑罰が科されます。
また、児童ポルノは、製造や提供はもちろん
所持しているだけでも処罰の対象となります。

児童買春
児童ポルノ
JKビジネス

STOP! 子供の性被害



STOP! 自撮り!



知らないうちに、あなたも
巻き込まれているかもしれません—

警察庁

一瞬の隙が、
一生の悔いになる。



自分自身を守るための3つの約束

1

出会いを求める内容を
書き込まない!

2

個人情報や写真は
掲載しない!

3

ネット上の相手とは
会わない!

出会い系サイト・コミュニティサイト

STOP! 児童被害



サイバー犯罪の被害に関する
相談を受け付けています。

警察庁 サイバー犯罪相談窓口

検索

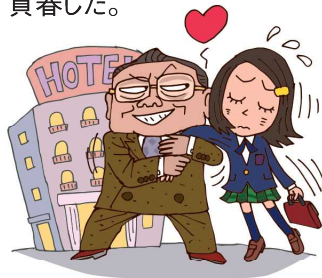
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>



増え続ける被害児童数！

事例1

犯人は、出会い系サイトで知り合った女子児童(16歳)に対して、ホテルにおいて買春した。



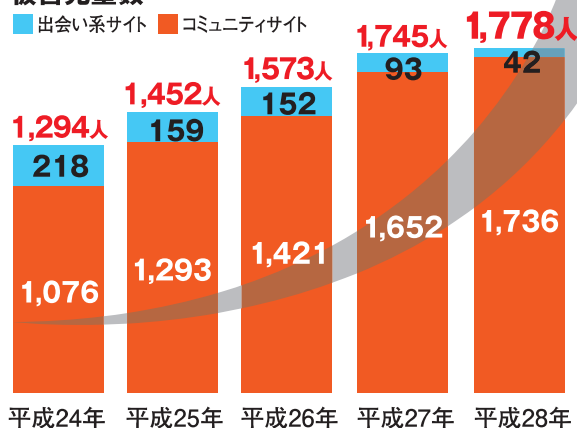
事例2

犯人は、コミュニティサイトで知り合った女子児童(14歳)に、無料通話アプリで裸の動画を撮影させ、これを保存した。



被害児童数

■ 出会い系サイト ■ コミュニティサイト



犯罪被害から子供を守る！

中・高生の方へ

「コミュニティサイト」への個人情報や写真の掲載は危険です。

コミュニティサイトを利用した犯罪被害が増加しています。コミュニティサイトの利用時には、個人情報の書き込みや写真の掲載などを安易に行わず、十分に注意して利用しましょう。特に、面識のない人に対して個人情報や無料通話アプリのID、QRコードを教えること、自分の写真を送ることはやめましょう。

18歳未満の児童の「出会い系サイト」利用は、法律で禁止されています。

出会い系サイト規制法では、18歳未満の児童の利用はもちろん、大人が18歳未満の児童に交際を求める書き込みをすることも、禁止されています。

保護者の方へ

フィルタリングサービスで有害サイトをブロック！

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。18歳未満の児童が使用する携帯電話には、原則フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。以下の3つに対して、それぞれフィルタリングサービスを利用しましょう。



情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ!!」



情報セキュリティについて動画コンテンツやイラストで分かりやすく解説した資料や最新情報が入手できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>



- アプリフィルタリングのサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限しましょう。
- インターネット接続が可能なゲーム機、音楽プレーヤー等については、各事業者が提供するフィルタリング設定をしましょう。
- フィルタリングサービスを利用していても、フィルタリングの対象から除外されるサイトで犯罪に巻き込まれることがあります。

子どもにせがまれても、安易にフィルタリングを解除してはいけません。

本当に必要と思われるサイトやアプリがある場合には、サイトやアプリを個別に設定できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用し、フィルタリングを解除しないようにしましょう。

一般的なフィルタリングでは、すべてのサイトの利用を制限できません。

すべてのコミュニティサイトの利用を制限したい場合にも、カスタマイズサービスの利用が有効です。
※詳しくは携帯電話各社又は販売店にお問い合わせください。



ネットには危険もいっぱい ～他人事だと思ってない？～

警察庁
文部科学省

■ ネットを利用したこんなキケンな事例や手口が！

コミュニティサイト(※)を通じて、児童買春や児童ポルノ等の犯罪の性犯罪被害にあった子供が急増している。

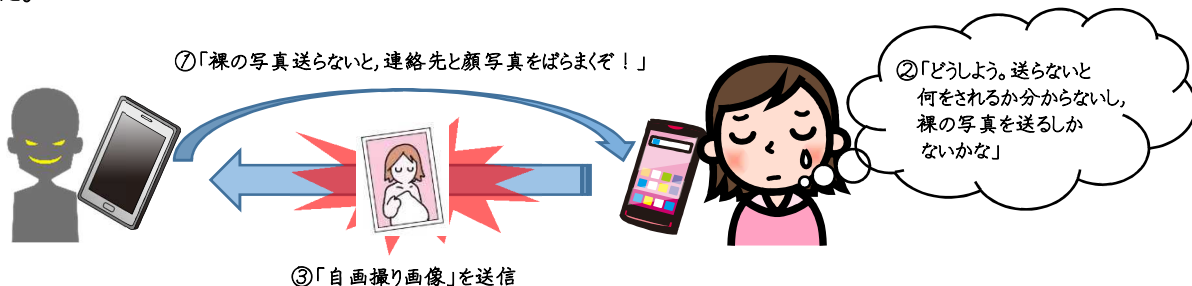
※ コミュニティサイトとは、Twitter、LINE、Facebook、Instagram 等のSNSをはじめとしたウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるもの(出会い系サイトを除く。)の総称。

○ 自撮り画像の送信

- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男性モデルになりすました男に、自分の裸の画像を送信させられた。



- 女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男に、連絡先と顔写真をばらまくと脅され、自分の裸の画像を送信させられた。



○ 危険な出会い

親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ
車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。



○ 男子も被害に！

男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされ
その様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にはばらす」等と脅された。



○ オンラインゲームでも被害に！

女子中学生は、ゲームアプリで知り合った男とSNSで連絡を取るようになったことを契機として、
裸の画像を要求され、自分の裸の画像を送信させられた。

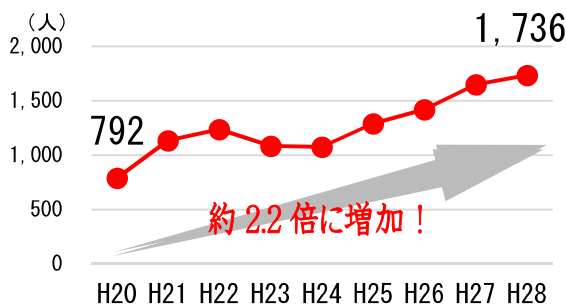


自分の裸や露出し過ぎた写真を送らない！ネット上での出会いには細心の注意を払う！

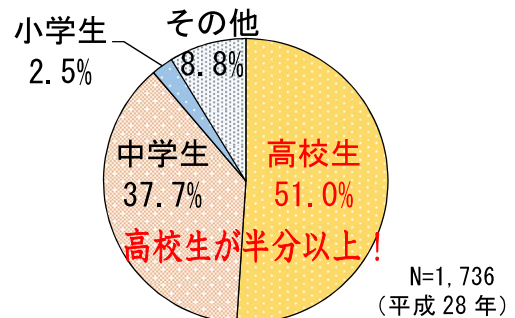
SNSなどネットでの犯罪被害が過去最多！

平成 28 年におけるコミュニティサイトを通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害にあった子供は 1,736 人（前年比+84 人）であり、過去最多。被害にあった子供は、高校生が半分以上。

コミュニティサイトで被害にあった子供の数



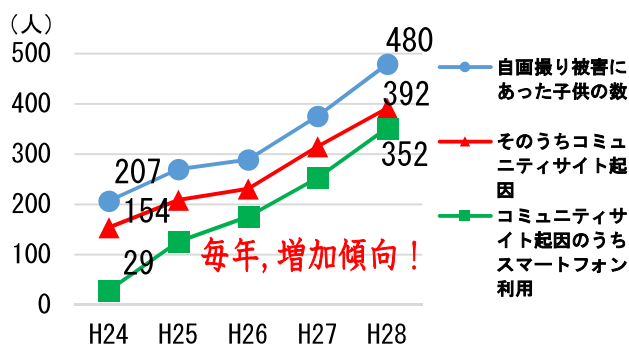
コミュニティサイトで被害にあった子供の内訳



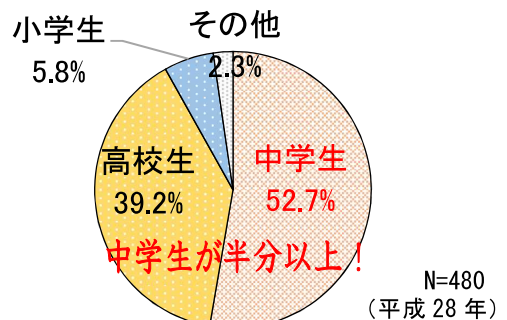
自分で自分の裸の写真を撮って送信させられるケースが増加！

平成 28 年における児童ポルノ事犯の自撮り被害にあった子供は 480 人（前年比+104 人）であり、増加傾向。そのうち、7割強がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことによるもの。自撮り被害(※)にあった子供は、中学生が半分以上。

自撮り被害にあった子供の数



自撮り被害にあった子供の内訳



※「自撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害を指す。

もしもこのようなトラブルや犯罪被害にあってしまったら

すぐに保護者や先生、警察に相談しましょう。

【都道府県警察の少年相談窓口について】(警察庁ホームページ)

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>



保護者の皆様へ

- 家庭のルールを作りましょう。
日頃からスマートフォンの利用法について子供とよく話し、トラブルがあったらすぐ相談に乗りましょう。
- フィルタリングを必ず利用しましょう。
携帯電話販売店に相談して、子供のスマートフォンにフィルタリングを掛けてもらいましょう。
- 実際にどういう手口で子供が被害にあうか、知っておきましょう。
警察では、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非御覧下さい。



【インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発】(公益財団法人警察協会ホームページ)

<http://www.keisatukyoukai.or.jp/untitled29.html>



こんな被害や問題も発生しています

【いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト】(内閣府ホームページ)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



「JKビジネス」はNO！



～危険が潜んでいる「JKビジネス」～

近年、大都市の繁華街を中心に女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しむなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、「JKビジネス」と呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

《営業に関する検挙事例》

- 「リフレ」の経営者は、女子高校生を雇い入れ、店内の個室において、客の求めに応じて身体を接触させるなどのサービスを行わせていた。
- 「撮影」の経営者は、女子高校生を雇い入れ、店内の個室において、客の求めに応じて胸部等をことさら強調する姿勢を撮影させるサービスを行わせていた。
- 「コミュ」の経営者は、女子高校生を雇い入れ、店内の個室において、客の求めに応じて性交をさせるなどのサービスを行わせていた。

リフレ：女子従業員に制服やパジャマ等を着用させ、個室において、客の身体のマッサージや添い寝をするサービスを提供する形態の営業。

コミュ：女子従業員との会話を主体とするサービスを提供する営業。サービスの例としては、会話、占い、カウンセリング、ゲーム等がある。



JKリフレ、コミュ
撮影 見学 散歩
カフェ・・・



「JKビジネス」は手軽なアルバイトではなく、危険なアルバイトです。
絶対に働いてはダメ！

「JKビジネス」に係る各種トラブルに遭った際は、
全国に設置してある警察相談専用窓口「#9110」
や近くの警察署・交番等に相談しましょう！

警察では、「JKビジネス」に関して各種法令を適用して厳正に取り締まるとともに、「JKビジネス」で稼働する女子高校生等についても、街頭補導を推進しています。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 警 察 庁

(単位:千円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
性犯罪被害者支援業務委託				49,540千円の内数
犯罪被害者等相談窓口の利用促進				7,709千円の内数
被害者支援に関する理解の促進等に係る業務委託				44,829千円の内数
犯罪被害者等施策の総合的推進				14,469千円の内数
「犯罪被害者週間」事業実施経費				10,455千円の内数
子供と女性に対する犯罪等を防止するための対策に関する調査研究	19,523	0	19,523	
児童ポルノ事件捜査担当官会議	30	30	0	
捜査用資器材の整備(証拠保全用資機材)	2,506	0	2,506	
児童ポルノに関する情報分析機能の強化(分析用ソフトウェア)	549	549	0	
子供の性被害相談等に関するリーフレット	181	0	181	
CSEC東南アジア国外犯情報交換会議	3,785	3,785	0	
子供の性被害防止啓発リーフレット	393	0	393	
高校生等の性被害防止啓発DVD作成	5,196	0	5,196	
子供の性被害相談窓口案内ウェブサイト作成	9,680	0	9,680	
子供の性被害相談等に関するリーフレット	348	0	348	
児童ポルノ対策・少年を取り巻く有害環境の浄化対策	15,142	14,668	474	
児童の年齢特定のための鑑定謝金(補助金)	1,198	1,198	0	
児童の年齢特定のための鑑定謝金	2,925	2,925	0	
児童の性的搾取等対策専科(講師謝金等)	1,192	0	1,192	
国際児童ポルノデータベースの継続運用	933	1,275	▲ 342	
人身取引事犯等に対するコンタクトポイント会議	270	270	0	
安全・安心なまちづくり関係功労者表彰等				3,695千円の内数
出会い系サイトを利用した犯罪に対する抑止対策資料	2,605	2,605	0	
ホットライン業務の外部委託	96,437	94,908	1,529	
安心な社会を創るための匿名通報事業				16,313千円の内数

青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）の主なポイント

青少年インターネット利用環境の現状

- 基本計画を受けた官民の活動により、諸施策は一定の成果
- その一方で、青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化
 - ・スマートフォンの普及等インターネット利用機会の急速な拡大・利用時間の長時間化
 - ・利用機器（携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等）や接続環境（Wi-Fi等の公衆無線LAN等）の多様化
 - ・コミュニティサイトに起因する性犯罪被害等の増加
 - ・フィルタリング等利用率の伸び悩み

基本的な考え方

- 機器・接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化
- 保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化
- 先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進

- 社会における教育・啓発の推進
 - ・教育・啓発が継続的に実施されるための体制の整備を追加
 - ・地域における先進的な取組等の情報共有・集約化の促進・支援を追加
 - ・サイバー防犯ボランティアに加え、地域の多様な担い手の育成支援を追加
 - ・インターネット・リテラシーに関する指標が策定されたことを踏まえ、その活用を追加
- 青少年のライフサイクルを見通した教育啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
 - ・保護者間の格差を踏まえ、「特に注力が必要な層」の主体的な取組を促進・支援するための在り方の検討を追加

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

- 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施の徹底及び保護者への説明等の推進
 - ・新たな機器等の出現によりフィルタリングの内容等も複雑化したことを受け、事後の相談窓口の周知等を追加
- 青少年保護・バイ・デザイン*を念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進
 - ・機器の多様化に対応し、携帯電話・PHSにとどまらない、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリングその他の青少年保護の機能・サービスの提供の取組の促進に整理
 - ・保護者に分かりやすく伝える事業者の取組の支援を追加
 - ・SIMロック解除、新たな機器・伝送技術の普及への対応の継続的な検討を追加
- フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等
 - ・携帯・PHSにとどまらず、機器・接続環境等を問わない青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等に整理

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

- 民間団体等の教育啓発活動が継続的に実施されるよう連携体制の整備を追加

その他の施策・推進体制等

- サイバー犯罪の取締りにとどまらず、インターネットを通じた被害抑止のための取締り推進に整理
- 「コミュニティサイトに起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者に対する働き掛けの推進」、「サイバー補導の推進」、「インターネット上の児童ポルノ排除に向けた取組の推進」を追加
- 国際機関等において策定された指針等の情報提供を追加

* 青少年保護・バイ・デザイン：機器・サービスの提供者が設計・開発段階から青少年が利用することを想定してネット上の危険性を最小化して提供していくという概念

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等)

■ 3 重点課題

■重点課題 1 子供の性被害の防止

■重点課題 2 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■重点課題 3 有害環境への適切な対応

■重点課題 4 薬物乱用対策の推進

■重点課題 5 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■重点課題 6 再非行(犯罪)の防止

■重点課題 7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

青少年の非行・被害防止対策 公開シンポジウム

平成29年
7/3
(月)

13:30～16:30
(受付13:00～)

青少年を非行や
犯罪被害から
守るために



テーマ 子供の性被害の根絶を目指して

会場：都市センターホテル 3階「コスモスホールⅠ」

【プログラム】

●基調講演 講師：石橋 昭良(文教大学 人間科学部 教授)

●パネルディスカッション

パネリスト：小西 康弘(警察庁生活安全局少年課長)

東郷 良尚(公益財団法人 日本ユニセフ協会 代表理事 副会長)

安藤 久美子(聖マリアンナ医科大学 神経精神科学教室 准教授)

竹内 和雄(兵庫県立大学 環境人間学部 准教授)

石橋 昭良(文教大学 人間科学部 教授)

コーディネーター：堀 誠司(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官)

会場のご案内



都市センターホテル 3階「コスモスホールⅠ」
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
TEL (03) 3265-8211
◎最寄駅：東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」、
有楽町線「麹町駅」、丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」、
JR中央線「四谷駅」

申込方法：内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/symposium1.html>

問合せ先：内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 青少年環境整備担当

TEL 03-5253-2111(代表) FAX 03-3581-1609

主催：内閣府 (平成29年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」関連事業)

平成29年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっている。

しかし、その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しているところである。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成29年2月～5月

3 参加府省庁

内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省

青少年のインターネット 利用環境づくりフォーラム

in
鹿児島

モバイル端末の普及により、青少年のインターネット利用環境が急激に変化していることから、国、地方公共団体、民間団体が連携して、全国3カ所でフォーラムを開催します。フォーラムでは、青少年が安全に安心してインターネットを利用するために保護者や教職員等ができることを考えていきます。

日時

平成29年 **7月13日** (木)
10:00～16:00 (予定)

参加費
無料

会場

鹿児島県鹿児島市
かごしま県民交流センター・中ホール
鹿児島県鹿児島市山下町14-50

主催

内閣府

共催

総務省、経済産業省、警察庁、法務省、文部科学省、鹿児島県、
鹿児島県教育委員会、鹿児島県警察本部 (順不同)

協力

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構、一般財団法人インターネット協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会、一般社団法人セーフインターネット協会、子どもたちのインターネット利用について考える研究会、安心ネットづくり促進協議会、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、鹿児島県PTA連合会、鹿児島県少年補導センター連絡協議会、鹿児島県青少年育成県民会議、鹿児島市教育委員会、鹿児島市PTA連合会、鹿児島市校外生活指導連絡会 (順不同)

会場案内図



プログラム

9:30 ~	受付開始	
10:00 ~	開会挨拶	
10:15 ~ 12:00	基調講演	「都道府県における青少年インターネット利用環境づくり —秋田県と東京都の事例—」 坂元 章 お茶の水女子大学教授
12:00 ~	昼 休 憩	
13:00 ~ 16:00	討 議	※ごじゅうきょういく テーマ 「つながり続けたいネット世代の郷中教育を考える」 ●コーディネーター：戸高 成人 特定非営利活動法人ネットポリス鹿児島 理事長 パネリスト 坂元 章 お茶の水女子大学教授 田實 澄恵 鹿児島県PTA連合会 副会長 楠原 豊 鹿児島県教育庁義務教育課 企画生徒指導係 中山 恵美 学校法人共立学舎幼稚園型認定こども園共立幼稚園 教諭 前 里緒奈 鹿児島市立鹿児島女子高等学校 2年 乙益 彩恵 鹿児島大学教育学部 4年 増田 彰則 増田クリニック院 院長 泊 浩太郎 鹿児島県警察本部生活安全部少年課 係長
16:00	閉 会	

●司会進行者 源 紀洋 安心ネットづくり促進協議会事務局

※郷中教育 薩摩藩における伝統的な教育法で、郷中（一定の地域）ごとに自発的に実践された集団教育のこと。
「各自が自分だったらどうするかを考え、相互に学びつつ教え、教えつつ学ぶ」精神を大切に。

プロフィール



坂元 章 お茶の水女子大学教授

お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授。
専攻は、社会心理学、情報教育。メディアが人間の行動
や発達に及ぼす影響に関する研究に従事。
文部科学省「情報活用能力調査に関する協力者会議」
委員、秋田県「インターネットセーフティ運営委員会」委
員長など。



戸高 成人 特定非営利活動法人ネットポリス鹿児島 理事長

2006年から独自にサイバー犯罪やネットいじめの調査研究を開始。
2008年少年警察ボランティア研修会で少年補導員への少年を取り巻
くネット社会の実態の周知を提唱。2010年少年補導員・青少年育成指
導者・SE・PG 等のメンバーを取りまとめて任意団体WEB パトロール隊
ネットポリス鹿児島を設立し、サイバー犯罪の周知講演や被害者支援事
業を開始すると共に、ネットいじめ対策アドバイザーとして活動を展開。

参加お申込方法

WEBサイト（申込フォーム）、FAX（下記FAX申込書にご記入の上、送信ください）のいずれかよりお申込ください。
会場定員に達した場合は、当日入場頂く事ができません。この場合は、事務局よりe-mail・FAXにてご連絡を致します。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h29/index.html>

FAX申込書 03-5776-0379

お 名 前	フリガナ		
ご 所 属	※該当する項目に チェック✓をしてください。 ☐ 教職員・教育関係者 ☐ 警察関係者 ☐ 小中高校の児童・生徒保護者 ☐ 学生・生徒等 ☐ NPO・ボランティア団体等 ☐ 民間企業等 ☐ 公務員（教職員・教育関係者及び警察関係者は除きます） ☐ その他所属		
電話番号		FAX 番号	
e-mail			

お問合わせ

青少年インターネット利用環境づくりフォーラム事務局（株式会社マルト内）
 TEL.03-5776-0376 FAX.03-5776-0379 e-mail : i-inter-youth@maluto.biz
 〒105-0012 東京都港区芝大門2-11-5 美和ビル2階

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 内閣府

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第3次)の施行 状況について検証するための検討会の開催経費	2,762	3,328	-566	
青少年の非行被害防止のための啓発経費	3,028	3,028	0	
青少年インターネット利用環境整備に係る地方連携体制支援事業	5,919	5,919	0	

内閣府男女共同参画局の取組状況（平成 29 年度）

1 人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施

性的搾取等の需要側に対する啓発及び国民の意識向上に向けて人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）その他関係機関・団体に配布する。平成 30 年 3 月頃、約 9 万枚を作成・配布する。

2 若年層に対する教育・啓発等に従事する者への研修等の実施

若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員及び若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体等を対象に、若年層における女性に対する暴力の現状や、効果的な予防啓発の手法等について学ぶ研修を、平成 29 年 11 月頃に計 3 回実施する。

3 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組

11 月 12 日～同月 25 日の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、女性に対する暴力に関する関係行政機関、関係団体等と連携し、女性に対する暴力に関する社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発等の充実を図るため、ポスター・リーフレットを作成、配布等を実施する。平成 29 年 10 月に、約 9 万枚を作成・配布する。

4 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

・性犯罪被害者等支援体制整備促進

性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修を、平成 30 年 1～2 月にかけて計 4 回実施する。

・性犯罪・性暴力被害者支援交付金

都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、今年度、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設した。

5 暴力の被害実態等の調査の実施

男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的に実施している「男女間における暴力に関する調査」を実施する。

6 相談・支援の在り方の検討

若年層における性的な暴力の被害者支援の充実に向けて、被害事例の収集等を通して被害の実態及び被害者支援状況等を把握するとともに、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討している。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 内閣府男女共同参画局

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	2	2	0	
若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修等	6	6	0	
若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	17	0	17	
女性に対する暴力をなくす運動等啓発費	20	6	14	
性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	12	9	3	
性犯罪・性暴力被害者支援交付金	213	163	50	

文部科学省の取組状況（平成 29 年度）

1 児童の安全・安心なインターネット利用のための啓発活動の実施

（公社）日本 PTA 全国協議会、（一社）全国高等学校 PTA 連合会の総会、全国大会において、スマートフォンの適切な利用やインターネットの利用に起因する性的搾取等の被害防止に向けた啓発資料（ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ）を配布し周知を図った。

2 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動のへの支援

安心ネットづくり促進協議会と連携して、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を保護者等に対して周知するための、学習・参加型のシンポジウム（ネットモラルキャラバン隊）を開催しており、平成 29 年度は全国 12 か所で実施を予定している。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名

文部科学省

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
情報モラル教育推進事業	53	15	38	平成29年度の施策・事業名は「地域における家庭教育支援総合推進事業」
家庭教育支援基盤構築事業～家庭教育支援チーム強化促進プラン～	111	73	38	
青少年を取り巻く有害環境対策の推進	50	50	0	
学校ネットパトロール	7,201の内数	6,114の内数		
スクールカウンセラー等活用事業	4,806	4,559	247	
スクールソーシャルワーカー活用事業	1,842	1,258	584	



「その契約、大丈夫??」

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

平成29年4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です！

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭ったりする問題が発生しています。特に4月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、**4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。**

こうした問題に関する政府の情報サイトが開設されています。もし、困っている場合は、下記URLを参照いただくとともに、最寄りの警察署等の相談窓口（裏面参照）に相談してください。



いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



●JKビジネス

- 女子高校生（JK）などの性を売り物とする営業。
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものがある。
- 大都市を中心に、「リフレ」、「散歩」等の多様な形態で出現。

●AV出演強要問題

「モデルにならないか」などと声をかけられた女性が、AVに出演するという認識がないままプロダクション等と契約。その後、断ろうとしても、「高額な違約金」、「親にばらす」、「契約だから」と脅され、本人の意に反して出演を強要される問題。



文部科学省

お問い合わせ

文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-3073 FAX：03-6734-3719



相談窓口 一覧



警察相談専用電話

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口
に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・
境遇などに配慮しながら相談に対応。

連絡先

#9110 (最寄りの警察署でも受付可)

最寄りの警察署

アダルトビデオ出演強要に関する各種トラブル等に関
する相談

連絡先

各都道府県の警察本部にお問い合わせください。

日本司法支援センター（法テラス）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や
相談窓口を紹介。

連絡先

1 法テラス・サポートダイヤル

0570-078374
(IP電話: **03-6745-5600**)

2 多言語情報提供サービス

0570-078377
対象: 外国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルト
ガル語、ベトナム語、※タガログ語)を話される方
※タガログ語は平成29年4月3日から対応開始

3 全国の法テラス事務所(法テラス・サポートダイヤル 又はウェブサイトで最寄りの事務所を御確認ください)

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応
を促進する目的で、関係者等からの相談をウェブフォー
ムで受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報
提供等をメールで行なう相談窓口。(総務省支援事業)

連絡先

インターネット上の相談フォーム
(URL: <http://www.ihaho.jp/>)

子どもの人権110番

子どもの人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携
して被害児童の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

0120-007-110

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する
家庭、その他から、子どもが有する問題等について
相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

連絡先

189 ※最寄りの児童相談所につながります。

女性の人権ホットライン

女性の人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携し
て被害女性の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

0570-070-810

女性センター(男女共同参画センター等)

女性に対する暴力を始め、女性が抱えるさまざまな問題
に関する情報提供や相談等(施設によって対応内容が異なり
ます。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。)

連絡先

詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。

婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されて
おり、要保護女子に関する各般の問題について相談や
一時保護等を実施。配偶者からの暴力、ストーカー、
人身取引等の被害者への支援を対応。

連絡先

最寄りの自治体にお問合せください。

総合労働相談コーナー

あらゆる労働問題の相談についてワンストップで対応
し、労働関係法令の違反が疑われる場合は行政指導
等の権限を持つ担当部署に取り次ぐ。

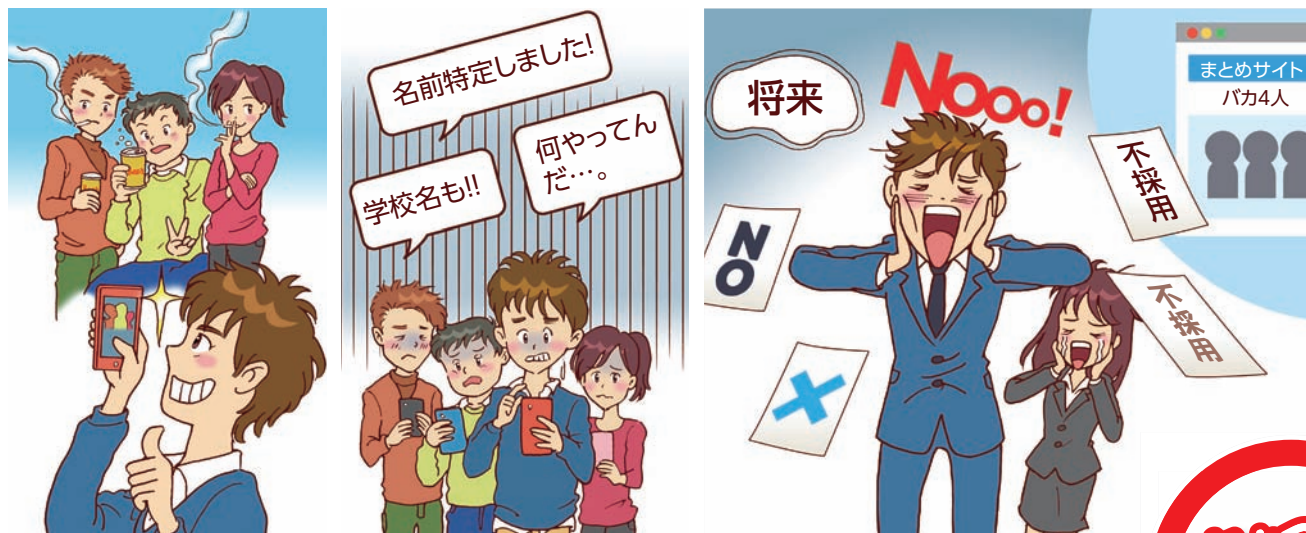
連絡先

最寄りの各都道府県労働局、労働基準監督署に設置
されている総合労働相談コーナーへお問合せください。

第5条

将来のために賢く使おう!

「ちょっと待って!」をいつも意識しながらネットを利用することを心がけよう。



●情報は一度ネット上に流出したら完璧には削除できません。あなたのプラスになる情報なら歓迎ですが、他人への誹謗中傷、不謹慎な写真、悪ふざけ動画などの場合、あなたの評価や信頼を下げ、将来に響きます。軽はずみな投稿をしないで!

ちょっと待って!

保護者の皆様へ

スマートフォンなどのインターネット接続機器は、今や生活する上で非常に便利なツールとなっており、次代を担う青少年は、インターネットの特性を理解するとともに、このような機器を上手く活用する能力が求められています。

文部科学省では、お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、携帯電話会社などが提供する「フィルタリングサービス」の設定をお願いしています。フィルタリングは、お子様に見せたくない情報を遮断したり、インターネット上でのトラブルを防いだりするのに役立ちます。また、サイトやアプリがブロックされた際に、「なぜこのサイトやアプリを使ってはいけないのか」、その理由をお子様と一緒に考えることで、お子様の情報活用能力の向上にも役立ちます。

本リーフレットは、トラブルが起こってしまう前に「ちょっと待って!」と子供たちが一歩立ち止まって、自ら考えさせる内容にしました。お子様の安全を第一に、御家族でインターネットやスマートフォンなどの使い方を考えていただきたいと思います。

もしトラブルに巻き込まれたら…相談窓口

いじめ問題などの相談窓口(児童生徒/保護者対象)

文部科学省 24時間子供SOSダイヤル…0120-0-78310(受付時間:24時間)

インターネット上の誹謗中傷、無断掲載などの相談窓口

法務局・地方法務局 子どもの人権110番…

フリーダイヤル 0120-007-110(全国共通)
(受付時間:平日午前8時30分~午後5時15分)

インターネット人権相談受付窓口…



生活の安全や不安に関する相談窓口(児童生徒/保護者対象)

最寄りの警察署または警察相談専用電話…#9110

都道府県の少年相談窓口…<http://www.npa.go.jp/higaisha/shien/torikumi/madoguchi.htm>

チャイルドライン 18歳以下の青少年対象の相談窓口…<http://www.childline.or.jp>

フリーダイヤル 0120-99-7777(受付時間:毎週月曜日~土曜日/午後4時~午後9時)

買い物などでのお金についてのトラブル 消費者庁 消費者ホットライン…188



ちょっと待って!

スマホ時代のキミたちへ

1日中、スマホやネットばかりになっていない?

第1条

マナーや時間を
守って使おう!

第2条

送って平気?
送信前に見直そう!

第3条

個人情報(写真)を
載せない、送らない!

第4条

出会いトラブルに
気をつけよう!

第5条

将来のために
賢く使おう!



考えよう 家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます
× 文部科学省



文部科学省



第1条

マナーや時間を守って使おう!

時と場合に適した使い方をしましょう。



①事故を起こしたら、賠償請求をされることもあります。



②電車やバスなど車内での通話は、迷惑&トラブルの原因になります。



③睡眠不足は、体調不良の原因に。夜更かしに気をつけましょう。

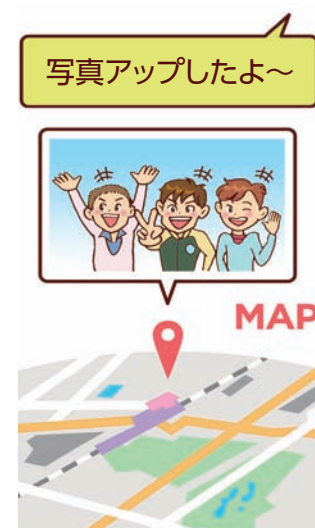


④スマホから離れる時間を作りましょう。

第3条

個人情報(写真を)を載せない、送らない!

自分の住所や写真を送信/公開していると悪用され、トラブルに発展することもあります。



①位置情報・背景などで場所が特定されないか、十分注意しよう。



②個人情報を気軽に教えてしまうと、悪用されるケースもあります。



③露出しすぎた写真は、悪用されたり児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする場合もあります。



④別れた後に写真がアップされる、悪用されるなどトラブルの原因になっています。

ちょっと待って!

第2条

送って平気? 送信前に見直そう!

何気なく送った写真や言動で加害者になってしまうかも。



①人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、犯罪となることもあります。

※匿名の場合も投稿者は特定される事があります



②一度投稿したものは消せない、と思って。自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害賠償請求を受けることもあります。



③勝手に自分の好きなアニメやマンガなどのキャラクターを投稿すると著作権侵害に。また、友だちとの写真を載せる時には、許可を取ることも忘れずに。

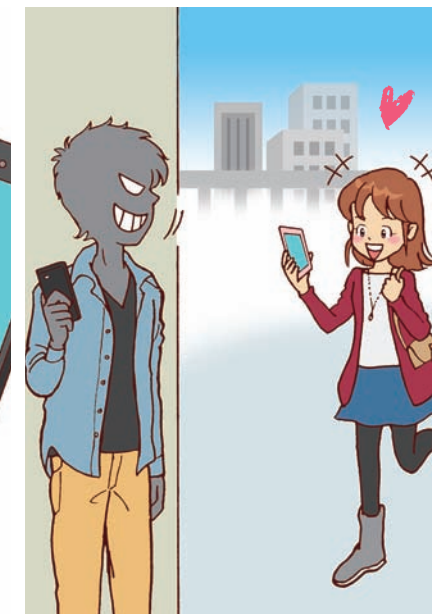
第4条

出会いトラブルに気を付けよう!

ネット上での出会いには細心の注意を払いましょう。



●SNSなどネット上で出会った人とのトラブルが増加しています。同じ趣味で話が合う、自分の話を聞いてくれるからといってその人を信用しすぎていませんか?
●「自分だけは大丈夫」「信用できそうな人だから」というのは危険! 思わぬ落とし穴があります。



厚生労働省の取組状況（平成 29 年度）

児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

○人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施

- ・ 内閣府が作成した人身取引のリーフレット等を都道府県労働局及び各労働基準監督署へ配付し、来署者に周知している。
- ・ 従来から警察庁が企画作成したリーフレット「私を助けて下さい！このリーフレットを受け取った方へ」への企画協力を行うとともに、人身取引被害者の手の届くよう、当該リーフレットを各都道府県・指定都市・中核市や、婦人相談所に配布し、窓口等に設置している。

○被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

- ・ 婦人相談所等においては、DV 被害者や性暴力被害者等の保護について理解と協力を得られるよう地域住民に対して、関係機関と連携し、婦人保護事業に関する啓発活動を行っている。
- ・ 性的虐待等の被害が潜在化しやすい事案を含めた児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、11 月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催（10 月 28～29 日・高知県高知市）、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11 月 22 日予定）、広報啓発用ポスター、リーフレット等の作成・配布を行うなど、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進している。

○「児童虐待防止推進月間」における取組

- ・ 性的虐待等の被害が潜在化しやすい事案を含めた児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催（10 月 28～29 日・高知県高知市）、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11 月 22 日予定）、広報啓発用ポスター、リーフレット等の作成・配布を行うなど、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進している。

児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

○ひとり親家庭に対する支援

- ・ 平成 27 年 12 月にとりまとめた「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対し、平成 28 年の通常国会で成立した児童扶養手当法改正法により、同年 8 月分の児童扶養手当から、第 2 子以降の加算額を最大倍額に引き上げたことに加え、ひとり親家庭等の支援に総合的に取り組んでいる。
- ・ 具体的には、平成 28 年度において、以下の取組を実施した。
 - (1) ひとり親家庭に対する支援をワンストップで提供できるよう、ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を進めるとともに、新たに、児童扶養手当の現況届の提出時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援。
 - (2) ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施。
 - (3) ひとり親家庭の親が安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金について、支給期間を 2 年間から 3 年間に拡充し、養成期間が 3 年間の資格についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も 2 年以上から 1 年以上に緩和。
 - (4) 年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施するとともに、年収約 360 万円未満のひとり親世帯等については、第 1 子半額、第 2 子以降無償化を実施。
- ・ 平成 29 年度においても、「すくすくサポートプロジェクト」に基づく支援策を着実に実施するために引き続き上記の取組を実施し、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえた支援策の積極的な取組を進めている。

○ひとり親家庭の親への就労支援

- ・ 平成 29 年度においては、ハローワークにおける就職支援として、児童扶養手当受給者を含め、生活保護受給者など広く生活困窮者を対象に、地方自治体の福祉事務所等に設置するハローワークの相談窓口を、194 箇所から 204 箇所

所に増設している。

- ・ また、マザーズハローワーク等においては、子育て中の女性等を対象に、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を実施している。特にひとり親家庭の親に対しては、専門相談員を配置して就職支援を実施している。
- ・ さらに、平成 29 年度においても引き続き、ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給している。また、有期契約労働者等に対し正社員化等の取組を実施した事業主に対して助成するキャリアアップ助成金や、就職が困難な求職者を一定期間試行雇用した事業主に対して助成するトライアル雇用助成金についても、ひとり親家庭の親の雇用については助成額を加算する措置を実施するなど、雇用関係助成金による支援を行っている。

(※) 平成 29 年度予算

特定求職者雇用開発助成金：113.4 億円

キャリアアップ助成金：670 億円の内数

トライアル雇用助成金：37.8 億円の内数

○若者に対する就労支援

- ・ 新卒者及び既卒者(卒業後おおむね 3 年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施している。
- ・ フリーター等を対象に、わかものハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による個別支援や就職後の職場定着支援を実施している。
- ・ 地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等の職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施している。

○生活困窮者に対する支援

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902 自治体)全てにおいて自立相談支援事業が実施され、各種の任意事業と相まって、複合的な課題を抱える世帯に対する包括的な相談支援を行っている。
- ・ 特に、任意事業である子どもの学習支援事業においては、実施自治体数が大幅に増加し(※)、着実にその取組が広がるとともに、学習支援や居場所づくりのみならず、自立相談支援事業と連携して、保護者も含めた世帯全体の支援を行っている。

(※) 子どもの学習支援事業の実施自治体数(実施予定を含む)

平成 28 年度：417 自治体(約 5 割)

平成 29 年度：504 自治体（約 6 割）

- ・ 平成 29 年度は、子どもの学習支援事業の更なる充実に向け、子どもの状況を把握している学校や教育委員会との定期的な情報共有、関係の構築を図る等、教育機関との連携を強化した。

被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

○相談者の利便性に配慮した対応

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル 189 を通じて児童相談所が受理した児童の性的搾取等の被害者等からの相談については、引き続き児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、必要に応じて他の支援機関へのあっせん（紹介）を行うなど、適切な支援を実施している。
- ・ また、児童を含む相談者等の利便性の向上を図るため、児童相談所全国共通ダイヤル（どの地域にいても、共通の電話番号により地域の児童相談所に電話がつながる仕組み）について、2015 年 7 月から、従来の 10 桁番号から 3 桁番号（189）に変更したほか、今後、携帯電話等からかけた場合に、自動音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンター方式に移行することとしている。

○児童相談所・市町村における児童等への支援等

- ・ 児童相談所において、性的虐待を含め児童虐待を受けた児童等からの相談を受けた場合においては、児童の安全確保のための一時保護や、医療機関の受診に関する援助や児童心理司によるカウンセリング等の必要な措置を講じるとともに、被害状況を確認し、必要に応じて警察への通報を行うなどの支援を実施している。
- ・ 市町村においては、児童相談所等関係機関と十分な連携を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、継続的支援を実施している。
- ・ 平成 29 年度は、市町村の体制強化のため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置と配置される職員への研修受講義務付けを行った。

○性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実

- ・ 被害者等の支援の充実に資するよう、精神保健福祉センターにおける心の健康に関する相談体制の構築に必要な適切かつ効果的な支援を引き続き推進する。
- ・ 婦人相談員による相談支援の充実を図るため、平成 29 年度より、婦人相談員手当を拡充するとともに、本年度調査研究事業において、性暴力等の被害者に対する婦人保護施設等での中長期的な支援プログラムの策定を行うこととしている。
- ・ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）に基づき、弁護士や児童心理司等の専門職の配置を新たに法律上に位置付けるとともに、

児童福祉司に研修の受講を義務付けるなど、児童相談所の体制・専門性の強化を図っている。

- ・ また、平成 28 年 4 月に策定された「児童相談所強化プラン」に基づき、児童相談所の専門職を平成 31 年度までに 1,120 人増員することとしており、平成 29 年度の地方交付税措置においては、標準団体（人口 170 万人）当たり、児童福祉司 2 名の増員が行われている。

○人身取引事犯における被害者の保護の推進

- ・ 被害に遭われた女性を婦人相談所で一時保護した場合は、衣食住のすべての生活環境にわたって、被害女性が不安感や危機感を感じないように配慮するとともに、心理面接の実施などにより心理的な支援を行っている。

○被害児童に対する継続支援の実施

- ・ 児童相談所においては、性的搾取等の被害を受けた児童への支援を継続的に実施するため、少年補導職員や少年相談専門職員等と連携し、必要な支援を行っている。

○婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援

- ・ 平成 29 年度より、新たに婦人保護施設入所者が就職活動を行うために必要な入所者及び同行職員に係る旅費の支給を可能とし、自立支援の充実を図っている。平成 26 年度からは、DV シェルターに入所している被害女性等に対して、自立支援、退所後の定着支援に係る DV 被害者等自立生活援助モデル事業（平成 29 年については 1 か所予定）を実施している。

また、平成 29 年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行っている。

○児童福祉施設等における支援

- ・ 性的虐待、児童ポルノ事犯の被害等により、心身に有害な影響を受けた児童等に対し、児童福祉施設において、児童相談所や市町村等の関係機関と連携して相談支援を行うとともに、心理療法を実施する職員を施設に配置している。
- ・ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の成立を受け、平成 29 年度より、以下の事業を実施し、社会的養護の子どもに対する自立支援の強化を図っている。

（１）大学等に就学している自立援助ホームの入所者について、必要に応じて

22 歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うために要する費用について補助を行う就学者児童自立生活援助事業。

- (2) 里親等の委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助する社会的養護自立支援事業。

○心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等

- ・ 第 1 回児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会を開催した（H29.6.29）。委員会では、社会保障審議会において施策横断的な課題に対して専門的な検証・評価を行うため、「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究」を行うことが承認され、現在、調査研究を実施しているところである。

被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

○児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化

- ・ 性的虐待等の被害を受けた児童からの事情聴取を行う場合において、児童相談所・警察・検察の３機関において協議を行い、子どもの状況に応じて、代表者１名による面接（協同面接）を実施するなど、児童の心理的負担軽減を図るための取組を推進するとともに、取組の実施状況等について、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において、省庁間での情報共有を行っている。

児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

○潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発

- ・ 児童相談所長を含む自治体職員を集めた全国会議を開催（全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（平成 29 年 8 月 17 日開催））し、児童虐待防止に関する施策や現状について周知を行った。
- ・ 11 月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in こうち」の開催（10 月 28～29 日・高知県高知市）、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11 月 22 日予定）、広報啓発用ポスター、リーフレット等の作成・配布等を行い、性的虐待等の被害が潜在化しやすい事案を含めた児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するため、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進している。

○性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施

- ・ 平成 29 年度は、市町村の体制強化のため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置と配置される職員への研修受講義務付けを行った。

○児童相談所の体制及び専門性の強化

- ・ 平成 28 年児童福祉法等改正法に基づき、弁護士や児童心理司等の専門職の配置を新たに法律上に位置付けるとともに、児童福祉司に研修の受講を義務付けるなど、児童相談所の体制・専門性の強化を図っている。
- ・ また、平成 28 年 4 月に策定された「児童相談所強化プラン」に基づき、児童相談所の専門職を平成 31 年度までに 1,120 人増員することとしており、平成 29 年度の地方交付税措置においては、標準団体（人口 170 万人）当たり、児童福祉司 2 名の増員が行われている。

○婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化

- ・ 平成 29 年度より、婦人相談所職員や婦人相談員等への専門研修事業の実施回数の増（年 1 回→年 3 回）を図るとともに、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置を拡充（最大 2 名→最大 3 名）し、要保護女子等の支援体制の強化を図っている。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名

厚生労働省

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
新卒者等に対する就職支援	9,221の内数	10,752の内数	-	
フリーター等支援事業	4,296の内数	3,780の内数	-	
若者職業的自立支援推進事業	3,946の内数	3,816の内数	-	
生活保護受給者等就労自立促進事業	8,061	7,076	985	
マザーズハローワーク事業	351	335	16	
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース(母子家庭の	10892	11342	△450	
トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	3,026の内数	3,784の内数	-	
非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施	83,474	67,008	16,466	※ひとり親家庭の親に対する支援分については内数。
生活困窮者に対する支援 うち子どもの学習支援事業	44,137 4,701	40,040 3,500	4,097 1,201	
婦人保護事業費補助金	1,308の内数	1,286の内数	21の内数	
婦人保護事業費負担金	993の内数	978の内数	15の内数	
婦人保護所運営費負担金	17の内数	17の内数	0	
婦人相談員活動強化事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
売春防止活動・DV対策機能強化事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
若年被害女性等支援モデル事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
DV被害者等自立生活援助モデル事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
先駆的ケア策定・検証調査事業	38の内数	37の内数	1の内数	保健福祉調査委託費の内数
児童家庭支援センター運営等事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
心理療法担当職員の配置	123,009の内数	122,716の内数	0	児童入所施設措置費等の内数
高等職業訓練促進給付金	12,034の内数	11,429の内数	605の内数	母子家庭等対策総合支援事業の内数
就業支援専門員の配置	12,034の内数	11,429の内数	605の内数	母子家庭等対策総合支援事業の内数
児童扶養手当	174,204	178,393	4,189	
子どもの生活・学習支援事業	12,034の内数	11,429の内数	605の内数	母子家庭等対策総合支援事業の内数
就学者児童自立生活援助事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数
社会的養護自立支援事業	16,591の内数	15,416の内数	1,175の内数	児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数

総務省の最近の主な取組

1. 広報・啓発活動の推進

(1) 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の実施

平成29年2月から5月頃までを一斉行動期間と位置づけ、関係府省庁や関係事業者・団体とともに、フィルタリングの推進や青少年・保護者等のリテラシーの向上に向けた各種取組を集中的に展開。

- 総合通信局等も活用し、学校、PTA、事業者等と連携した普及啓発活動（研修、イベント等）を集中展開
- 新学期等にあわせ、携帯電話事業者による店頭でのフィルタリングに関する説明の強化を要請
- 総務省作成の「インターネットトラブル事例集平成28年版」を用いたトラブル事例、対処法及び予防法の周知 等

(2) 「青少年のインターネット・リテラシー指標等」の公表

- ・青少年のインターネット・リテラシーの向上施策を効果的に進めるため、総務省では、平成24年度より全国の高等学校1年生相当を対象に、「青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテスト」を毎年実施。併せて、「青少年のスマートフォン等使用実態調査」も実施し、テスト結果と併せて分析。
- ・平成28年度調査結果を、「平成28年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」として平成29年3月31日に公表。
- ・今後、得られた課題を踏まえ、更なる普及・啓発活動等を実施

(3) 「e-ネットキャラバン」の継続実施

- ・平成18年4月より、子どものインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在を理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。
- （平成28年度実績：実施件数 1755件、受講者数 32万人）

2. インターネット上の違法・有害情報に対する取組

平成21年度より、インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者、学校等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を委託事業として設置。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 総務省

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	364百万円	330百万円	34百万円	青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)の策定、公表及びインターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負等の費用は、左記の予算の内数。

平成 29 年度経済産業省の主な取組

経済産業省では、児童の性的搾取等の撲滅のため、フィルタリングの重要性の普及・啓発の観点を中心に、平成 29 年度に下記取組を実施。

○経済産業省作成リーフレットの広報活動

- 関係省庁や関係団体のフォーラム・セミナーを通じ、平成 27 年度に作成したリーフレット「インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項」の広報を実施。

○インターネット安全教室の実施

- 警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地の N P O 等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。フィルタリングの重要性を普及啓発。(平成 29 年度実施回数は 38 回(目標 100 回)、受講人数は 2,990 人(※ 9 月末時点)(平成 28 年度実施回数は 84 回、受講人数は 4802 人。))

○春のあんしんネット・新学期一斉行動

1、家電量販店店舗でのポスター掲出協力

- 大手家電流通協会加盟の 6 社 1 0 ブランドの家電量販店店舗において、フィルタリングの普及啓発ポスターを掲出。ポスター製作に経済産業省が協力。
- 張り出し期間は 2 月下旬～ 5 月、張り出し場所は、ゲーム機販売コーナー、タブレット販売コーナーなど、インターネット接続機器の販売コーナー中心。

2、業界団体作成の普及啓発リーフレットの広報協力

- 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) が作成・公表している啓発資料」の広報活動に経済産業省が協力。

(参考 2) インターネット安全教室 配付資料

子どもたちはさまざまな危険にさらされています

親子で守って安全・安心 用語集

- ・**ネット中毒**
オンラインゲームなどインターネットに夢中になりすぎて、現実の生活が疎かになってしまうこと。
- ・**フィルタリングサービス**
いかにわいせつなサイト、犯罪に巻き込むサイトなど、子どもの教育上よくないサイトを見えなくするサービス。携帯電話の各種設定メニューから無料で設定できます。詳しくは、こちらの携帯電話販売店にご相談ください。
- ・**迷惑メール**
無差別にたくさん送りつけて、ウイルスに感染させたり、ワンクリック請求などの犯罪に巻きこもうとするメール。
- ・**ワンクリック請求**
メールやブログなどのリンクを一言クリックしただけで、料金を請求する詐欺(さぎ)の手口。
- ・**ネットいじめ**
インターネットを使ったりはじめのこと。だれかになりすまして悪口を言ったり、大切な個人情報などをばらまいたりする悪質ないじめがめくられている。
- ・**学校裏サイト**
同じ学校に通う生徒や卒業生などが作る非公式なサイト。個人情報などを載せたり、悪口やデマ、いじめの誘引などとして使われることが社会問題になっている。
- ・**チェーンメール/パトシ**
「このメッセージを5人に送るように」といった内容のメールやメッセージ。したくないと仲間はずれにするなどのいじめが行われることがある。
- ・**プロフィール**
プロフィール(自己紹介)を書き込んだり、顔写真をのせたりして、友人さがしができるサイト。個人情報も暴露されたり、悪口やデマ、いじめが社会問題になっている。
- ・**出会い系サイト**
男女の出会いなどを目的としたサイト。未成年者まわりの犯罪が多発している。18歳未満の児童が利用することは法律で禁じられている。

困ったときの相談窓口・参考サイト

- ・インターネット安全・安心相談(警察庁)
<http://www.cybersafety.go.jp/>
※緊急の場合は、110番へ
- ・インターネットトラブルの総合相談窓口
<http://www.lajapan.org/notline/>
- ・キッズ・パトロール
<http://www.cyberpolice.go.jp/kids/>

インターネット安全教室

親子で守って安全・安心 10か条

経済産業省 NPO日本ネットワークセキュリティ協会

インターネット安全教室

親子で守って安全・安心 10か条

インターネットはとても便利ですが、ルールやマナーを守らないと大変危険です。パソコンや携帯電話でインターネットを使うときには、この10か条を守ってインターネットを安全・安心、便利に使いましょう。

- 夢中になりすぎないように使い方のルールを決めよう!**
メールやブログ、SNS、ゲームなどに夢中になって、普通の生活ができなくなってしまうと大変です。夢中になりすぎないように、インターネットの使い方のルールを決めましょう。
- 有害サイトはシャットアウトしよう!**
いかにわいせつなサイト、犯罪に巻きこむような有害サイトは、フィルタリングサービスなどを使ってシャットアウトしましょう。携帯電話のフィルタリングサービスは、窓口で無料で設定してもらえます。
- 迷惑メールは無視しよう!**
無差別にたくさん送りつけて、だれかがワナにかかるのを待っているのが迷惑メールです。心当たりのないメールが届いたら要注意。返事をせずに無視しましょう。
- いきなり「お金を払え!」といわれても払わない!**
メールなどのリンクをクリックすると、突然「お金を払え!」とおどすのがワンクリック請求(はいきゅう)です。詐欺(さぎ)なので、お金を払う必要はありません。心配なら警察に相談しましょう。
- ネットの悪口やいじめにひとりで悩まない!**
ネットで悪口を言われたり、いじめにあっても、ひとりで悩まないようにしましょう。悪口やいじめは犯罪なので、警察に相談しましょう。
- 学校裏サイトに近づかない!**
学校裏サイトにだれかの写真や無断でのなったり、悪口を書き込んだり、いじめをするのは犯罪です。そうした被害にあったときには、証拠を記録し、警察に相談しましょう。
- チェーンメールのいじめに加わらない!**
「これを5人に送ってください」といったチェーンメールやパトシによるいじめに注意しましょう。自分のところに届いても自分では加わらず、親や先生に報告するようにしましょう。
- プロフィールに顔写真や個人情報を書けるのは要注意!**
プロフィールに顔写真や、名前、住所など大切な個人情報を載せるのは要注意です。だれでも見ることができると、悪用されたり犯罪に巻き込まれるかもしれません。
- 出会い系サイトで人と会わない!**
18歳未満は出会い系サイトを利用してはいけません。それ以外のサイトでも、ネットで知り合った人に会うのはとても危険です。ひとりで会わずに、親や先生に相談するようにしましょう。
- 作った人や守っている人の権利を大切にしよう!**
楽曲や動画、文章などを作った人には著作権、写真に写っている人には肖像権があるので、そうした権利を大切にしましょう。無断で勝手に使うと法律で罰せられることがあります。

製作：経済産業省 企画・制作：NPO日本ネットワークセキュリティ協会

(参考 3) 大手家電流通協会加盟店舗における掲出ポスター

春のあんしんネット・新学期一斉行動

～ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること～

保護者ができる 3 つのポイント

① 被害者にも加害者にもしないために、適切なインターネットの利用を促しましょう。



初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、親子で話し合いましょう。



お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

② 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。



実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様にルールやマナーを守る習慣を身に付けさせましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・トラブルの時はすぐ保護者に相談する。

③ 不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう。

インターネットの利用に起因して被害を受けた児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していません。

フィルタリングによって、お子様が危険な目に遭うリスクを減らすことが出来ます。



スマートフォン



従来の携帯電話



機能型携帯電話



パソコン



携帯ゲーム機

タブレット端末
(学習用タブレットを含む)

携帯音楽プレイヤー

大手家電流通協会



制作協力:



*2017年1月 グループ五十番編

(参考 4) CESA 作成 保護者向け普及啓発リーフレット

ゲームについて

ゲームには、ネットワークに接続して遊ぶものがあります。ネットワークを通じて、ゲーム自体やゲーム内アイテムの購入をしたり、他の人とコミュニケーションを取ってゲームを遊ぶことができるのが特徴です。

ゲームは、家庭用ゲーム機や携帯電話、スマートフォン、パソコン、インターネット接続型テレビなど、さまざまな機器で提供されています。



CESAとは？

CESA(コンピュータエンターテインメント協会)は、100社以上のコンピュータエンターテインメント産業の企業が加盟する一般社団法人です。CESAでは、産業の発展、振興および加盟企業が消費者の皆様へ安心・安全で良質な商品やサービスを提供することを目指して、啓発活動や産業調査、展示会の開催などの活動を行っています。



一般社団法人
コンピュータエンターテインメント協会

問い合わせ窓口
info@cesa.or.jp

http://www.cesa.or.jp/



保護者の皆様へ

ゲーム(スマートフォンや家庭用)を 安心・安全に 楽しむために 知ってもらいたいこと



一般社団法人 コンピュータエンターテインメント協会(CESA)

家庭内ルールの設置

スマートフォンや携帯電話等の利用方法について、家族で家庭内のルールを考えましょう。

たとえば、ゲームをダウンロードする際、ゲーム内容をよく確認し、保護者の方の許可が必要なメッセージや画面に出た時(ゲーム内アイテム購入時の確認画面など)、お子様が保護者の方と確認するよう、普段から親子のコミュニケーションを続けておきましょう。

また、家庭内で適切な利用時間等について話し合ってお子様の年齢などに合わせたルールを作っておくことで、お子様の安全に配慮し、楽しく遊ばせましょう。



決済情報の管理

たとえ少額決済の場合でも、お子様にクレジットカードの番号、暗証番号、電話番号などを入力させることはやめましょう。

たとえば、保護者の方が1回限りの少額決済に受けるつもりで、お子様にクレジットカードの番号などを教える、お子様にクレジットカード番号などを覚えて、いろいろなゲームで多額の課金をしてしまうおそれがあります。クレジットカード番号、キャリア決済の暗証番号などの決済情報の管理には、十分注意しましょう。

また、クレジットカードと連携を登録しているスマートフォンや携帯電話をお子様に見せ、出す場合も、保護者の方の知らない間に課金をしてしまうことがないように注意しましょう。



コミュニケーションに関するトラブルの防止

以下の対策はスマートフォンゲームやインターネット上のコミュニケーションでよくあるトラブルの一例です。保護者の方は、お子様が以下の行為をしないよう、十分注意しましょう。

■ **個人情報** 名刺やメールアドレス、電話番号、住所、学校名など、個人を特定できる情報を他の人に教えないようにしましょう。

たとえば、メールアドレスや電話番号、住所などをゲーム内で入力されたメールアドレスに開示すると、知らない人からメールが来たり、知らない番号に電話がかかってくるおそれがあります。また、スマートフォンなどで位置情報(GPS)を利用するゲームやアプリを遊ぶ、場所の場所を他の人に共有するなどの行為は、注意して行わないようにしましょう。

■ **詐欺や盗難** インターネット上でいたずら半分、面白半分、安易に詐欺や盗難に巻き込まれることがあります。

たとえば、インターネットやゲーム内で他人の個人情報を盗み、強制的に課金したり、勝手に不審な取引をするなどの行為は、インターネットは不特定多数の人が見ている場所から、全く知らない人に対しては十分な注意を要するからとれません。

ID・パスワード管理

保護者の方は、ご自身のID・パスワードをきちんと管理しましょう。

お子様が保護者のID・パスワードを知っていると、保護者が知らないうちに、お子様が家庭用ゲーム機やパソコン、スマートフォンや携帯電話等を使用して、保護者の方が登録したゲームサイト等で遊ぶことができます。また、これらの機器をお子様の手に渡ると同時に置く際は、常にロックをしておきましょう。



有料コンテンツの使いすぎの防止

有料コンテンツの使いすぎには十分注意しましょう。

ゲームの中には、実際のお金を使ってゲーム自体を購入したり、ゲーム内アイテムを購入させたりするものがあります。保護者の方は、お子様がゲームで遊ぶ際は、アイテムなどの購入について事前に十分話し合っておきましょう。また、毎月お子様がどれくらいのお金を使っているか、きちんとチェックできるようにしましょう。

■ **使いすぎを促す様々な仕組み** 家庭用ゲーム機や携帯電話などの使用制限サービス、ゲーム内で年齢別の利用制限が設定できる機能など、様々な仕組みが用意されています。保護者の方は、ゲームを遊ぶ前にお子様に、お金の使い方を教えるとともに、お子様がゲームに没頭している場合など十分注意してください。

■ **ID・パスワードの管理** CESAでは、スマートフォンに課金されるアイテムを有効に使用する際には、その課金額を明示するなどの表示ガイドラインを定め、会員企業は順次導入を進めています。ゲーム内でのようなランダムな課金アイテムを購入する場合は、ゲーム内の表示をよく確認するようにご注意ください。

危険なサイトからお子様を守るために

スマートフォンや家庭用ゲーム機では、ゲームを楽しむだけでなく、インターネットブラウザから様々なサイトにアクセスしたり、アプリストアからは様々なアプリをダウンロードすることが出来ます。このため、これらの機能・サービスをお子様を利用して危険なサイト・アプリや大人向けのサイト・アプリ、アクセスしにくいようなサイトも発生します。

■ **アクセス制限サービスや年齢別制限の設定** このように、お子様を守るためにインターネットアクセス制限サービス(例えばフィルタリングソフトやインターネット・ブラウザの制限機能など)が用意されています。

また、家庭用ゲーム機では、コンピュータエンターテインメントレーティング機構(http://www.cerpad.jp/)が定める、年齢別レーティングに基づくゲームソフトの年齢制限レベルの設定を行って、保護者の方から指定した、お子様の年齢を超える年齢区分のゲームの使用を制限することが出来ます。

お子様が安心・安全にご利用いただけるように、これらの機能をぜひご活用ください。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 経済産業省

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
サイバーセキュリティ対策研究開発等補助金 官民連携による高度サイバー攻撃対応支援のための情報収集・ 分 析及び対応支援に係る知見の蓄積・展開 (インターネット安全教室開催費含む)	185	185	0	

法務省刑事局の取組状況（平成 29 年度）

1 厳正な科刑の実現

検察において、児童虐待等担当要員を増員した上、児童に対する性的搾取等の事犯に対し、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑の実現に努めた。

2 児童の心理的負担等への配慮

各地方検察庁において、児童が被害者等である事件について設置されている相談窓口を通じるなどして、警察、児童相談所と緊密な連携を図り、児童の心理的負担等に配慮した取組を行った。

3 捜査・公判における児童等の保護

捜査・公判における児童等の保護として、証拠開示の際に被害者等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度及び公開の法廷では氏名、住所その他被害者等が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、検察職員への周知を徹底するとともに、検察官の意識の向上を図った。

また、児童への付添い、遮へい、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置についても、検察職員へ周知徹底を図った。

4 検察官の意識向上

法務省等において、児童虐待・児童ポルノに係る関係法令等に関する講義や、医師その他の専門家による医学的知見・専門的知見に関する講義等を実施するなどして、児童の性的搾取等の事案に対する検察官の意識の更なる向上を図った。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 法務省刑事局

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
児童虐待事案取調べ研修・講演会開催	11	9	2	
児童の特性等に配慮した聴取室整備	42	12	30	

法務省人権擁護局の取組状況（平成29年度）

1 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備

全国の法務局・地方法務局等において性的搾取を含むあらゆる人権問題について人権相談に応じている。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権110番」及びインターネット人権相談窓口「SOS-eメール」の運用、「子どもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を行っている。

平成29年6月26日から7月2日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」と定め、期間中、平日の相談受付時間の延長や土曜日・日曜日の相談窓口の開設により相談体制を拡充した。

さらに、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載するほか、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布するなどして、周知を図っている。

2 子供の人権問題への適切な対応

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を講じている。

3 啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、コミュニティサイトやSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害に関する問題等を盛り込んだ啓発冊子の配布等を行っている。

平成30年度概算要求【児童の性的搾取等に係る関連予算】

府省庁名 法務省人権擁護局

(単位:百万円)

事業名	30年度 要求・要望額	29年度 予算額	増減額	備考
人権擁護事業	3,855百万円 の内数	3,383百万円 の内数	472百万円 の内数	切り分けできないため内数と している。

外務省の取組状況（平成29年度）

1 国際社会への情報発信

●本年6月、我が国は、第4・5回「児童の権利条約」政府報告を提出。今回、2006年から2016年までの我が国における同条約及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」等の実施に関する進展を中心に報告。

●様々な外交の機会や在外公館を活用し、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」について積極的に発信。

2 国際社会との連携

●我が国は、英国が主導する「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」に参画。本年8月31日に行った日英首脳会談に際し、「安全保障協力に関する日英共同宣言」を発表。その中に、今後の協力分野の一つとして「オンラインの児童の性的搾取を含む重大かつ組織的な犯罪との戦い」を盛り込む。

●本年3月から、児童の権利委員会委員に我が国初の委員として就任した大谷美紀子委員が活動。

3 その他

●「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に記載のあるその他の当省取組についても実施。

（了）